

神奈川県中小企業等支援給付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1項第4号の規定に基づくインフルエンザ等緊急事態措置又は同項第3号の規定に基づくまん延防止等重点措置に伴う休業若しくは営業時間短縮又は不要不急の外出若しくは移動の自粛により、売上に大きな影響を受けている神奈川県内の事業者を対象に、国が行う「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」（以下「月次支援金」という。）に対して、神奈川県独自に給付金額を加算することにより支援することを目的として、予算の範囲内において、神奈川県中小企業等支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、中小法人等又は個人事業者等のうち、酒類販売事業者を除く者をいう。
- (2) 「中小法人等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満である事業者
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下の事業者
- (3) 「個人事業者等」とは、個人で開業し主たる収入を事業所得で確定申告した者又はフリーランス若しくは主たる収入を雑所得若しくは給与所得で確定申告した者をいう。
- (4) 「酒類販売事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項で規定する「酒類の製造免許」を有する者
 - イ 酒税法第9条第1項で規定する「酒類の販売業免許」を有する者
- (5) 「対象月」とは、2021年4月、5月、6月、7月、8月及び9月をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 月次支援金の支払いを受けた事業者であること。
- (2) 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の

支払対象となっている者でないこと。

- (3) 他の都道府県による月次支援金に準じた給付金又は大規模施設等に対する協力金を受給しておらず、今後も受給する意思がないこと。
- (4) 対象月において、神奈川県内に本社若しくは主たる事業所を有し、事業を行う中小法人等又は神奈川県内に住所を有している若しくは、神奈川県内で主たる事業活動を行う個人事業者等であり、かつ、給付金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行うこと。
- (5) 国若しくは法人税法別表第1に規定する公共法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」若しくは当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体のいずれにも該当しないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の給付額は、各対象月について、中小法人等にあつては5万円、個人事業者等にあつては2万5千円とする。

（給付金の申請）

第5条 給付金の申請をしようとする者は、別に定める申請書その他の関係書類を神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（給付金給付の決定）

- 第6条 知事は、前条の規定により給付金の申請があつた場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに給付の決定をするものとする。
- 2 知事は、前項の規定による給付金の給付を決定したときは、給付金を口座振込により給付するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により給付金の申請の内容を審査した結果、不適當であると認めたときは、不給付の決定を行うこととし、理由を付して通知するものとする。

（立入検査等）

- 第7条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。
- 2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求

があったときには、これを提示しなければならない。

- 3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(給付金給付の決定の取消し)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により給付金の給付の決定を行った場合において、立入検査等の結果、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還等)

第9条 知事は、前条第1項第2号から第4号までの規定に基づき給付金の給付の決定を取り消したときは、給付を受けた者に対し、期限を定めて給付した全ての給付金を返還させるものとする。

- 2 前条第1項第1号に規定する不正受給を行った申請者は、給付を受けた全ての給付金について、それぞれ、その全額に、受給の日の翌日から返還の日まで、年3パーセントの割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負う。知事は、当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。

(暴力団の排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請した事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の給付の対象としない。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員(以下「代表者等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団に属している場合

- (2) 代表者等が法第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (3) 法第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画している場合
- 2 知事は、事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、給付金の給付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当すると判明したときは、給付金の全部又は一部の返還等を求めることができる。
- 4 前項の規定に関しては、第9条を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。